

学校関係者評価

2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)

NIPPONおもてなし専門学校

令和4年8月31日

学校法人NIPPON ACADEMY

【NIPPONおもてなし専門学校 学校評価報告書】

2022年8月31日

I. 学校関係者評価の概要と実施状況

1. 学校関係者評価の目的と基本方針

(1) 目的

- ① 卒業生、関係業界、専門分野の関係団体、評議員などの学校関係者が、NIPPONおもてなし専門学校の自己点検・評価結果を評価することで、自己評価結果の客観性・透明性を高める。
- ② 学校関係者から、学校運営・教育活動の現状における課題について助言を得ることで、学校運営の継続的な改善を図る。

(2) 基本方針

学校関係者評価は、自己点検・評価報告書を基に「専修学校における学校評価ガイドライン」に則って実施することを基本方針とする。

2. 学校関係者評価委員（任期2021.09.01～2023.03.31）

評価委員名	所属及び役職
岡村 健	みなかみ観光協会 副理事長（法師温泉 長寿館 代表取締役）
酒井 幸子	一般社団法人 群馬県温泉協会 常務理事
清水 幸雄	株式会社群馬ロイヤルホテル 取締役
Bhesham Neupane	コンビニエンスストア チャンドラ代表

3. 学校関係者評価委員会の実施状況

実施日時： 2022年8月31日(水) 14：30～16：00

場 所： NIPPONおもてなし専門学校 本館1階 104教室

4. 学校関係者評価委員会の実施方法

学校関係者委員に、令和3年度の実績に対する自己点検評価の結果を学校から報告し、評価結果に対する意見をいただく。

5. 学校関係者評価（自己評価結果）の評価の仕方

令和2年度の自己点検・評価報告書に基づき、基準項目の自己評価結果および課題・解決方向について、下記のポイントに留意しながら評価を行った。

- (1) 自己評価結果の内容が適切かどうか
- (2) 今後の解決方向が適切かどうか
- (3) 学校の運営改善に向けた取り組みが適切かどうか

(4) その他、学校の運営に関する助言

II. 学校関係者評価委員会報告

1. 学校の教育目標

平和・環境・共生の教育理念の下、和の心を持った世界に通ずる一流ホテルマンの育成を目的とする。特に留学生に在っては、日本人以上に日本人らしくを目標に掲げ、実学としての職業教育を行う。

2. 重点的に取り組むことが必要な目標や計画

- ① 授業科目内容の充実（すべての科目が就職への取り組みに直結する様、授業内容を再考する）
- ② 外国人受入企業の一層の開拓と、就職内定率及び就職率の更なる向上
- ③ 特定技能1号資格取得への取り組み

3. 評価項目の達成及び取り組み状況

(1) 教育理念・目標

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
1-1 ・教育理念ならびに教育目標が明確に示されているか	④	3	2	1
1-2 ・教育目標は卒業時の到達が読みとれるものになっているか	④	3	2	1
1-3 ・教育理念ならびに教育目標は定期的に見直されているか	④	3	2	1
1-4 ・教育理念ならびに教育目標が教職員・学生に浸透しているか	4	3	②.8	1

評価結果・取組み状況

- 教育理念・目標について、教員(非常勤講師含む)には講師会議を通して、また、学生には入学直後のオリエンテーション及び在校生の授業前ガイダンス等で周知している。
- 学生ひとりひとりに卒業時の到達目標が理解されているかは疑問が残るが、日々の授業や就職イベント等で目標に向けたやる気を醸成できるよう、教職員が常に意識して臨む必要がある。
- 1-4に関しては自己評価3に対して2.8とやや低めの評価となる。

(2) 教育活動

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
2-1 ・カリキュラムは教育目標が反映されているか	④	3	2	1
2-2 ・定期的なカリキュラムの見直しがなされているか	④	3	2	1
2-3 ・テキストや教材は適切なものを選定しているか	④	3	2	1
2-4 ・シラバスが作成され学生に配布されているか	4	3	②	1
2-5 ・授業の点検・評価が適切に実施されているか	4	③	2	1
2-6 ・資格試験の合格率はどうか	4	③	2	1
2-7 ・資格試験不合格者の対策はなされているか	④	3	2	1
2-8 ・評価は適切な方法で行われているか	④	3	2	1
2-9 ・目標に到達しない学生に対し適切なフォローがなされているか	④	3	2	1
2-10 ・進級、卒業の判定審査は適切に実施されているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- リモート授業の弊害として、授業の進度の遅れや、学生の授業内容に対する理解度の低下があるようであるが、題材ごとの課題や補習授業等で補っている。
- 授業の点検・評価については、授業報告書を基に校長・副校長が点検し、必要があれば各専門教員ごとに要望を伝えている。
- 平成31年度から各教員の担当科目についての自己点検及び学生による授業評価を取り入れ、各教員の授業運営方法の改善の一助としている。
- 各科目のシラバスについては各教員が提出、取りまとめて公開はしているものの、全学生に情報が行渡っていない。校内ネットワークでの開示、学生用PC閲覧がいつでも可能な状態にしたい。
- 2-4につて、自己評価に対して評価ランクを下げた評価とした。

(3) 学生受け入れ募集

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
3-1 ・学生募集のための広報資料の表現・内容ならびに広報活動の方法・時期は適切か	④	3	2	1
3-2 ・入学案内には志願者が必要とする情報が掲載されているか	④	3	2	1
3-3 ・募集要項の内容は適切か	④	3	2	1
3-4 ・学校説明会、体験入学の時期、内容は適切か	④	3	2	1
3-5 ・入学者選抜の時期、方針、方法は適切か	④	3	2	1
3-6 ・志願者状況、定員充足率はどうか	④	3	2	1
3-7 ・中途退学の理由・実情を適切に把握しているか	4	③	2	1

評価結果・取組み状況

- 全国各地での統一試験を実施し、受験者の負担軽減を図ったり、コロナ対策にも力を入れてオンラインオープンキャンパスの開催など、新たな取組としての努力が窺える。
- 留学生の中途退学者についても、正当な理由による進路変更(就職含む)、VISA変更等であり、学則第24条の懲戒理由に当たる退学者は減っている。
- コロナ禍で入学者数が減少傾向にある事が今後懸念される。

(4) 学習成果

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
4-1 ・就職率の向上が図られているか	④	3	2	1
4-2 ・退学率の低減が図られているか	4	③	2	1
4-3 ・卒業生・在学生の社会的な活動及び評価を把握しているか	4	③	2	1

評価結果・取組み状況

- 4-2について、前項3-7同様・留学生の中途退学者についても、正当な理由による進路変更(就職含む)、VISA変更等であり、学則第24条の懲戒理由に当たる退学者は減っている。
- 就職率に関しては、全国の大学・専門学校の留学生についての就職率が36%程度に対して、当校は毎年上回る水準を保っている。
- コロナ禍において、観光・宿泊業界の業績は不調と言われているが、当校の留学生については健闘し結果を出している。

(5) 学生支援

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
5-1 ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-2 ・学生相談に対する体制は整備されているか	④	3	2	1
5-3 ・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	④	3	2	1
5-4 ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか	4	③	2	1
5-5 ・課外活動に対する支援体制は整備されているか	4	③	2	1
5-6 ・学生の生活環境への支援は行われているか	4	③	2	1
5-7 ・学生に対する生活指導体制は整備されているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 私費留学生に対する公的支援制度が薄いと感じている。
- 学校独自の奨学制度として初年度学納金に対して授業料等の減免を実施している点を評価する。

(6) 施設・設備、教育環境等

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
6-1 ・講義室は学習を行うのに十分な面積を有しているか	④	3	2	1
6-2 ・実習室は実習を行うのに十分な面積を有しているか	④	3	2	1
6-3 ・実習設備は整備されているか	④	3	2	1
6-4 ・講義室・実習室の管理は適切に行われているか	④	3	2	1
6-5 ・学生が自学自習できる教室を有しているか	④	3	2	1
6-6 ・図書室は適切に整備されているか	4	3	②	1
6-7 ・保健室は適切に整備されているか	4	③	2	1
6-8 ・教育用機器備品は整備されており活用されているか	④	3	2	1
6-9 ・教員室の管理は適切に行われているか	④	3	2	1
6-10 ・事務室の管理は適切に行われているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 全教室に3面大スクリーンを設置し、板書中心の授業から映像を駆使した授業にシフトしてICTを活用し、独自のシステムで教育イノベーションを推進している。
- コロナ禍の影響で昨年度末からリモート授業を実施し、状況を見ながら対面授業とのハイブリッド型の授業を実施している。
- 6-6について図書コーナーの利用頻度を上げる工夫が必要。

(7) 教員組織

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
7-1 ・専任教員は設置基準を満たしているか	④	3	2	1
7-2 ・専任教員1人当たりの担当教科時間は適切か	④	3	2	1
7-3 ・教職員の業務分掌は明確になっているか	④	3	2	1
7-4 ・教職員の能力、業務内容の評価を定期的実施しているか	④	3	2	1

7-5 ・教職員の資質向上のためのシステムは適切に構築されているか	4	③	2	1
7-6 ・職員は業務が滞りなく遂行できる人数を雇用しているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 教員研修については、コロナ禍の影響で計画変更を余儀なくされたが、教員向け情報配信等別な方法で代替えとした。

(8) 管理・運営

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
8-1 ・理事会・評議員会は適時適切に開催され、機能しているか	④	3	2	1
8-2 ・理事会、評議員会の議事録は適切に作成され、管理されているか	④	3	2	1
8-3 ・就業規則などの諸規定は適切に整備されているか	④	3	2	1
8-4 ・就業規則などの諸規定・学則等が定期的に見直されているか	④	3	2	1
8-5 ・組織間、各部署間の連携は適切に図られているか	④	3	2	1
8-6 ・消防計画、学校安全計画等は適切に整備されているか	④	3	2	1
8-7 ・セクシャルハラスメントに対する防止・対応策が整備されているか	④	3	2	1
8-8 ・財務分析比率は適切な数字になっているか	④	3	2	1
8-9 ・学校情報を公開する適切な体制が整備されているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 議事録関係、諸規定・諸規則、消防計画(防災準用)、学校危機管理マニュアル等適切に作成管理されている。
- 8-7については、就業規則内に明記されている。
- 学校情報は適切にHP上で公開されている。

(9) 財務

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
9-1 ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	④	3	2	1
9-2 ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	④	3	2	1
9-3 ・財務について会計監査が適正に行われているか	④	3	2	1
9-4 ・財務分析比率は適切な数字になっているか	④	3	2	1
9-5 ・学校財務情報を公開する適切な体制が整備されているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 学校法人として独立監査人の監査を受け適正であると認められている。
- 学校情報は適切にHP上で公開されている。

(10) 法令等の遵守

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
10-1 ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	④	3	2	1
10-2 ・行政機関等への届出書類は適正に処理されているか	④	3	2	1
10-3 ・行政機関等への申請手続きは適正に行われているか	④	3	2	1
10-4 ・届出、申請に関する事務処理は適切な手順・チェック体制で行われているか	④	3	2	1

10-5 ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか	④	3	2	1
10-6 ・自己点検評価の実施と問題点の改善を行っているか	④	3	2	1
10-7 ・自己点検評価結果を公開しているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 特に問題なし。
- 自己点検評価結果はHP上で公開している。

(11) 社会貢献・地域貢献

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
11-1 ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	④	3	2	1
11-2 ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	④	3	2	1

評価結果・取組み状況

- 特に問題なし。
- 前橋市と当法人において、法人の掲げる「教育理念、国際理解・国際交流の促進、おもてなしと留学生の都・前橋の実現」、前橋市の掲げる「多文化共生事業、国際交流事業、市内在住外国人の支援、観光振興」等の連携協力に関する包括協定を締結している。

(12) 国際交流

評価項目	適切…4、ほぼ適切…3、やや不適切…2、不適切…1			
12-1 ・留学生の受入れについて戦略をもって行っているか	④	3	2	1
12-2 ・留学生受け入れに関し、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか	④	3	2	1
12-3 ・留学生の学修・生活指導について学内に適切な体制が整備されているか	4	③	2	1
12-4 ・学習成果が国内外で評価される取り組みを行っているか	4	③	2	1

評価結果・取組み状況

- 環境、教育、宗教、生活様式、文化の違い等から生じる考え方の違いやルールに対する認識の相違から問題が生じることが多いため、多文化を意識した上で日常的に個別指導を行うこと。
- 12-3について、外国人スタッフ(中国、ベトナム、ネパール、モンゴル、カンボジア、バンラデシュ、パキスタン、ブラジル)による相談窓口の設置及び生活指導等の対応を可能としている。